

広島県告示第657号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によつて、その概要を次のとおり告示する。

令和元年9月26日

広島県知事 湯崎英彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都江東区大島二丁目1番1号 株式会社LIXIL 代表取締役 大坪一彦
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県尾道市長者原二丁目165番地 株式会社LIXIL尾道工場

2 申請の内容

65 酸又はアルカリによる表面処理施設2基及び66 電気めっき施設1基の使用方法を変更するとともに、65 酸又はアルカリによる表面処理施設1基を廃止する。また、汚水等処理施設における汚水等の汚染状態を変更する。さらに、排水口における排出水の汚染状態を変更するとともに、雨水排水口2基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 変更

		変更前	変更後
種類		65 酸又はアルカリによる表面処理施設（治具洗浄装置〔No.1〕）	
工期等	工事着手予定期月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定期月日	—	着手後直ちに
	使用開始予定期月日	—	完成後直ちに

使用の方法	排出される状態	項目	アルカリ洗浄		酸洗浄		アルカリ洗浄		酸洗浄	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/L)	0.001以下	0.001	0.001以下	0.001	—	—	—	—
	シアノ化合物		0.1以下	0.1	0.1以下	0.1	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		—	—	—	—	—	—	90	100
	六価クロム化合物		—	—	—	—	0.1以下	0.1	0.1以下	0.1

(その2) 変更

			変更前		変更後		
種類			65 酸又はアルカリによる表面処理施設（鉛処理装置〔No.3〕）				
工 期 等	工事着手予定期日			—		許可後直ちに	
	工事完成予定期日			—		着手後直ちに	
	使用開始予定期日			—		完成後直ちに	
使 用 の 方 法	項目			通常	最大	通常	最大
	排出 汚 水 等 の 状 態	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/L)	0.001以下	0.001	—	—
		シアノ化合物		0.1以下	0.1	—	—
		六価クロム化合物		—	—	0.1以下	0.1

(その3) 変更

			変更前		変更後	
種類			66 電気めつき施設（めつき装置1号機〔No.2〕）			

工 期 等	工事着手予定年月日	—						許可後直ちに						
	工事完成予定年月日	—						着手後直ちに						
	使用開始予定年月日	—						完成後直ちに						
使 用 の 方 法	項 目			ニッケル めっき液	酸洗浄		アルカリ 洗浄	ニッケル めっき液	酸洗浄		アルカリ 洗浄			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大				
	排出される 汚水等の状態	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	(mg/L)	0.001 以下	0.001	0.001 以下	0.001	0.001 以下	—	—	—	—	—	
		シアノ化合物		0.1 以下	0.1	0.1 以下	0.1	0.1 以下	—	—	—	—	—	
		ほう素及びその化合物		—	—	—	—	—	40	45	—	—	—	
		ふつ素及びその化合物		—	—	—	—	—	—	—	10	15	—	
		六価クロム化合物		—	—	—	—	—	0.1 以下	0.1	0.1 以下	0.1	0.1	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)			4.0	5.0	16	20	28.8	33.0	4.0	5.0	21	25	
												28.8	33.0	

(その4) 65 酸又はアルカリによる表面処理施設1基 廃止

(2) 汚水等の処理の方法

変更

		変更前	変更後
種 類		排水処理装置	
能 力		96m ³ /日	
工	工事着手予定年月日	—	
		許可後直ちに	

期等	工事完成予定年月日		—		着手後180日					
	使用開始予定年月日		—		完成後直ちに					
使用の方法	汚水等の処理前処理後の汚染	項目	処理前		処理後		処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		化学的酸素要求量	46	83	15	20	47	83	15	20
		窒素含有量	26	60	20	60	25	60	20	60
		燐含有量	14	25	1.7	5	11	21	1.7	5
		水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.001以下	0.001	0.001以下	0.001	—	—	—	—
		シアノ化合物	0.1以下	0.1	0.1以下	0.1	—	—	—	—
		ほう素及びその化合物	—	—	—	—	40	45	8	10
		ふつ素及びその化合物	—	—	—	—	10	15	6	8
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—	—	—	—	90	100	80	100
		六価クロム化合物	—	—	—	—	0.1以下	0.1	0.1以下	0.1

(3) 排出水の汚染状態

(その1) 変更

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大

総合排水口	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	0.001以下	0.001	—	—
	シアノ化合物		0.1以下	0.1	—	—
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		20	25	15	20
	ほう素及びその化合物		—	—	8	10
	ふつ素及びその化合物		—	—	6	8
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		—	—	80	100
	六価クロム化合物		—	—	0.1以下	0.1

(その2) 新設

雨水専用排水口（雨水口1及び雨水口2）2基の設置

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和元年9月26日から令和元年10月17日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市環境政策課